

星川小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定

令和 5 年 4 月 10 日改定

令和 6 年 4 月 9 日改定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

法 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止するための基本理念】

いじめ防止対策推進法等の基本理念のもと、いじめ問題への対策を、学校・保護者・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定める等により、星川小学校児童の健全育成を図っていくことを目指す。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。そのために、いじめ根絶に向けて次のような重点方針を定めて未然防止に向けて組織的に取り組んでいく。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

【組織】

直属の組織に即し、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成委員は次のようにする。

校長、副校長、児童支援専任（いじめ防止対策委員長）、学年代表、養護教諭、児童支援委員会

- ・必ず上記委員を集めるのではなく、事案に応じて必要な委員に声をかけ、迅速に対応できるようにする。
- ・必要に応じて、学校カウンセラーをはじめ、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

【委員会の運営】

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。その際は組織の構成員をもととし、事案に関わる他職員も参加する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。担当は会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

【委員会の活動内容】

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3. いじめの未然防止、早期発見、初期対応、情報の共有、事案対処

学校教育目標「かしこく なかよく たくましく とともに進む 星の子」の具現化に向けて、児童のだれもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような「居場所づくり」の実践に取り組む。

① いじめの未然防止

- ・児童が主体的に取り組む共同的な活動やたてわり活動を通して、「絆づくり」を図り、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れる取組を推進する。
- ・児童会で行う「だれにとっても居心地のよい学校づくり」等によるふれあい活動を推進する。
- ・運動会や全校遠足、集会活動、学習等において、たてわり活動による異学年との活動を重視し、計画的に実施する。
- ・教員が授業公開を通して、お互いの授業を見合い高め合う機会を作り、「楽しく分かりやすい授業づくり」に取り組み、授業改善を図る。
- ・子どもたちが主体的、対話的に学習に取り組む姿を目指し、重点研究に取り組み、授業改善を図る。
- ・学校教育活動全体を通して、特に道德教育や人権教育を推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するための児童（3，4，5，6年）に対しての授業を行い、低学年から系統立てて情報教育に取り組む。

- ・教職員がいじめにつながる状況に気付いたり、見抜いたりできるように、豊かな人間性と高い人権感覚を養い、指導力向上を目指す。
- ・資質や専門性を高め、チームとしての組織対応の支えとなる「いじめ防止」や特別支援教育などについての研修を計画的に実施する。

②いじめの早期発見

- いじめを見逃さない校内体制の構築と迅速で正確な情報交換を大切にし、組織的対応の強化を図る。
 - ・いじめを見逃さない校内支援体制をつくり、保護者、地域との協力を図る。
 - ・毎週の職員打ち合わせでも情報交換の時間を確保し、児童の実態把握や支援、指導の方向性について教職員全体での共通理解を図る。
 - ・いじめ解決一斉キャンペーンや定期的ないじめに対する全校アンケートを実施する。(5月 記名式 11月 無記名式) 実施後は、担任が児童と面談を実施する。
 - ・年2回、子どもの学校生活実態調査(YP)を実施し、子どもの実態を把握した上で情報共有を行い、共通理解のもと、児童支援に生かすようにする。
 - ・家庭や子ども一人ひとりとの信頼関係を築き、子どもたちの悩みを打ち明けやすい環境づくりに努める。
 - ・いじめに対する全校アンケートや学校生活実態調査(YP)の結果をもとに、必要に応じて子どもとの面談年に2回実施する。
 - ・保護者への家庭訪問と年2回の個人面談を実施する。

③いじめに対する初期対応

- ・職員は、起こった事案(いじめ、暴力、性暴力、交通事故、不審者被害等)に対して、即時に対応(報告、連絡、相談)する。【いじめ(性暴力を含む)】 ※児童の安全、怪我の処置、体調を最優先する。
- ・管理職を中心とするチーム(学校いじめ防止対策委員会)を編成し、対応(児童の安全確保、聞き取り、連絡等)の方法、方針、策を検討する。【対策チーム 管理職、専任、担任、当該学年、ブロック代表教務主任、養護教諭】
- ・管理職を中心とするチーム(学校いじめ防止対策委員会)は、関係職員を招集し、事実確認、動きの確認をする。必要に応じて、全職員を招集する。【専任を中心として行う】

④いじめに対する情報の共有

- ・児童の共有トリアージ(個々の事案を☆の数に選別する。)
 - ☆☆☆ 当該児童が在籍している間、前期、後期に一回、職員会議等で事案の再発防止について確認をする。(重大な事案)
 - ☆☆ 前年度からの引継ぎを、年度当初の児童支援委員会全体会において、全職員で確認する。

- ☆ 児童支援委員会、職員打ち合わせ、職員会議等で報告する。
- ・ 日々の児童情報共有 担任、学年、ブロック、専任、管理職の順で、必要な立場を鑑みて共有する。【毎日の報告連絡】 ※オンザフライミーティングに心がける。
- ・ 記録（事案発生、児童の聞き取り、保護者対応、校内対応、関係機関との連携等）を記録に残す。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会を中心とした対策チームで対応した対応内容、方向性を共有する。【内容を職員に周知する】

⑤いじめの当事者へのアプローチ

- ・ 被害児童の安全確保を最優先とした支援を実施するとともに、保護者に対する支援も行い、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。
- ・ 児童の心身、心情に寄り添った丁寧な支援を行う。重層的な関わり、見守りを行う。話しやすい環境や話しやすい職員を意図的に作る。
- ・ 当該児童、関係児童の保護者へ 丁寧な報告（事実と思いを分けて説明する）を行う。相談をしながら支援を行う内容を定期的かつ明確に伝える。重層的な関わり、見守り、指導することに理解と協力を求める。
- ・ 加害児童及び保護者への支援、指導を行い、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。

⑥いじめの解消

- ・ 継続的に状況確認を行い、いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないようにする。いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ いじめの行為が少なくとも3ヶ月間止んでいるかどうかを、学校の教職員様々な視点から状況を注視し、判断する。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ ①の状況が判断できた時点で、いじめを受けた児童生徒、保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認をする。

⑦教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修等を計画的に、かつ必要に応じて行う。

4月…児童理解・いじめ防止研修

- ・ いじめの定義や捉えについて確認し、具体例を通していじめへの迅速、組織的な対応の重要性について理解を深める。

- ・重大事態についての理解、対応について共通理解を図る。

特別支援教育研修

- ・教室のユニバーサルデザイン化についての具体的な手立てを知り、学校全体で共通に取り組むことを確認する。

7月…人権研修

- ・様々な立場の児童が安心して学校生活を送ることができるように教職員の知識、理解を深める。

8月…いじめ防止研修

- ・専任研修をもとに得た情報について共通理解を図ったり、具体例を通していじめへの迅速、組織的な対応の重要性について理解を深めたりする。

特別支援教育研修

- ・様々な子どもたちの特性についての理解を深め、日々の指導を振り返り、今後の指導方針について再確認する。

年間…児童支援全体会での児童理解・いじめ防止・特別支援教育研修等

- ・本校の子どもの実態に応じて、必要な研修を行い、日々の指導の改善につなげる。

⑧学校運営協議会等の活用

○いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働してその改善に取り組む。

- ・「学校関係者評価委員会」、「ふれあい協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等の場を活用し、積極的に学校の現状や課題についての情報を提供し、その改善に向けて協力を求める。

⑨取組の年間計画

月	取組内容	主な行事
4月	いじめ防止対策委員会設置、 児童支援委員会全体会 ・いじめ防止基本方針の確認、研修 ・特別支援理解研修 懇談会での児童支援についての方針説明	入学式 学力学習状況調査 懇談会 家庭訪問
5月	学校説明会での児童支援についての方針説明 いじめアンケート実施(記名式)① 学校運営協議会でのいじめ対策方針確認	家庭訪問 PTA総会・学校説明会 全校遠足 学校運営協議会
6月	子どもの学校生活実態調査①(Y-P)分析 担任による児童との個人面談①	
7月	人権研修	6年修学旅行
8月	特別支援教育研修 いじめ防止研修 よこはま子ども会議 担任による児童との個人面談②	
9月	横浜こども会議を受けての児童会による取組	4, 5年御殿場宿泊体験学習
10月	児童支援委員会全体会	個人面談 前期終了、後期開始 星の子運動会
11月	子どもの学校生活実態調査②(Y-P)、分析 人権週間 いじめアンケート実施(無記名式)②	地域防災訓練 星の子ふれあい教室 星の子まつり
12月	担任による児童との個人面談③	星の子音楽会
1月		ふれあいもちつき大会 個人面談
2月	学校運営協議会での振り返り 幼保小新1年生情報交換	個人面談 学校運営協議会
3月	いじめ防止対策委員会(年間取組の評価)	卒業式
年間	いじめ防止対策委員会(月1回 随時) 児童支援委員会(月1回) 教育相談 スクールカウンセラー相談 児童支援全体会での情報交換、研修会(随時)	

4. 重大事態への対処

- 重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。
- 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。
- 重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同条第2号）とする。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。